

愛媛大学学術支援センター動物実験部門
動物実験センターマウス及びラットの搬入要領

第1条 愛媛大学 動物実験センター（以下「当センター」という。）へのマウス，ラットの搬入については，この要領に従うものとする。

第2条 国内の実験動物繁殖会社から搬入するときは，次の通りとする。

- 1) 微生物検査結果についての定期的な報告のある実験動物繁殖会社から搬送されるマウス，ラットについては直ちに当センターの飼育室に搬入する。（例：日本クレア，日本S L C，チャールスリバー）
- 2) 動物搬送の都度，微生物検査書を送付してくる実験動物繁殖会社から搬送されるマウス，ラットについても，直ちに当センターの飼育室に搬入する。（例：オリエンタルバイオサービス）
- 3) 公益財団法人実験動物中央研究所（以下「実中研」という。），理研バイオリソースセンター（RIKENBRC），熊本大学生命資源研究・支援センター（CARD）からの搬入については，上記の国内の実験動物繁殖会社からの搬入方法に準ずる。

第3条 国内外の一般の会社や大学（第2条第3項の施設を除く），あるいは海外の実験動物繁殖会社から搬送されるマウス，ラットについては，以下の通りとする。

- 1) 微生物検査書（搬入予定日に直近のもの）があり，その結果がすべて陰性の動物は検疫室に搬入し，原則として体外受精を実施後，飼育室に移動する。この場合，学外の検査機関（実中研等）による微生物検査は実施しない。
- 2) 実験の都合上もしくは搬入動物の特性などにより，生体で搬入しなければならない場合は，以下のように対応する。

（1）会社や大学の発行する微生物検査書（搬入予定日に直近のもの）があり，その結果がすべて陰性の動物は，検疫室に搬入し，検疫を行う（これを自家検査による搬入という。）。検疫には同腹産仔を検査個体にすることを推奨する。搬入動物を検査個体として使用できない場合には，3週間以上搬入動物と同一ケージ内に同居させた同動物（繁殖会社から購入し，直接検疫室に搬入した動物）を検査個体とする。検疫室には，検疫対象動物と第2条に定義する動物以外は搬入しない。同動物を検査個体とする場合，搬入個体に関しては糞便のみを採取し，*H.hepaticus* の検査を同時に依頼する。学外の検査機関（実中研等）による微生物検査の結果，当センターのS P F基準を満たしていた場合，搬入動物を飼育室に移動する。

検査結果に陽性項目があった場合は，直ちに体外受精によるS P F化または安楽死を行わなければならない。

（2）第三者の検査機関による微生物検査書（搬入予定日に直近のもの）が，搬入する動物のコロニーから抽出した動物について，または3週間以上同コロニーのケージ内に同居させた同動物について行ったものであることが明確であり，検査結果が当セン

ターのSPF基準を満たしている動物は直ちに当センターの飼育室に搬入する（これを第三者検査による搬入という。）。微生物検査書が搬入動物のコロニーから抽出した動物や同コロニーの囚動物についてのものでない場合は、1）と同様に扱う。

3）自家検査による搬入及び第三者検査による搬入のいずれについても同じ搬入先からマウス、ラットを再度搬入する場合には、それぞれ当センターでの検疫あるいは第三者機関による検査の後、6ヶ月以内については、会社あるいは大学の発行する微生物検査書があれば、直接、飼育室に搬入する。

第4条 微生物感染が明らかな動物や微生物検査書がない動物は当センターのコンベンショナル区域に搬入し、体外受精によるSPF化を実施する。体外受精によるSPF化のために当センターの外で取り出した卵巣～子宮や精巣等は当センターの胚操作室に持ち込むことができる。同腹産子、借り腹または里親のいずれかの微生物検査を学外の検査機関に依頼し、検査の結果が当センターのSPF基準を満たしていた場合、新生仔を飼育室に移動するものとする。

附 則 この要領は、平成 13 年 8 月 1 日から施行する。

附 則 この要領は、平成 17 年 1 月 26 日から施行する。

附 則 この要領は、平成 27 年 10 月 5 日から施行する。

附 則 この要領は、平成 29 年 8 月 24 日から施行する。

附 則 この要領は、令和 元 年 7 月 11 日から施行する。

動物実験センターへのマウス及びラットの搬入時の SPF 基準について

マウスあるいはラットを動物実験センター（以下「当センター」という。）へ搬入する際、搬入動物は以下の全項目が陰性であることを証明しなければならない。但し、「愛媛大学学術支援センター動物実験部門動物実験センターマウス及びラットの搬入要領」第3条-1による搬入の場合はこの限りではない。

【マウス】

Ectromelia virus	Mouse hepatitis virus
Sendai virus	Lymphocytic choriomeningitis virus
<i>Corynebacterium kutscheri</i>	Salmonella spp.
<i>Clostridium piliforme</i>	<i>Mycoplasma pulmonis</i>
<i>Citrobacter rodentium</i>	<i>Pasteurella pneumotropica</i>
<i>Helicobacter hepaticus</i>	Syphacia spp. (pinworm)
Ectoparasites	Enteric protozoa

【ラット】

Sendai virus	Sialodacryoadenitis virus
Hantavirus	<i>Corynebacterium kutscheri</i>
Salmonella spp.	<i>Clostridium piliforme</i>
<i>Mycoplasma pulmonis</i>	<i>Bordetella bronchiseptica</i>
<i>Pasteurella pneumotropica</i>	<i>Streptococcus pneumoniae</i>
<i>Helicobacter hepaticus</i>	Syphacia spp. (pinworm)
Ectoparasites	Enteric protozoa

附 則 この要領は、平成 17 年 8 月 23 日から施行する。

附 則 この要領は、平成 27 年 10 月 5 日から施行する。

附 則 この要領は、令和 元 年 7 月 11 日から施行する。